

2017年2月21日

東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長 数土 文夫 様
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

横浜市鶴見区豊岡町 20-9
サンコーポ豊岡 505
よこはまシティユニオン
執行委員長 村野 元清

原発事故にともなう労務管理全般に関する要求書 45

ご多忙の中、誠意ある文書回答に敬意を表します。下記の通り改めて要求しますので、明確にご回答くださるようお願い致します。

1 腰痛の労災隠しの疑いについて

貴社の回答は、「報告がない」から腰痛が発生していないと決めつけるものであり、何ら回答になっていない。また、腰痛について厚生労働省はいわゆる「災害性腰痛」と「非災害性腰痛」に分けており、後者については、現場で発症するとは限らない。また、元々持病として腰痛を持っている労働者も少なくない中で、それが増悪した場合も労災認定されることもあまり知られていない。こうしたことを事業主や労働者に啓発しなければ、本当に発生していないかどうかはわかるはずがない。

- ① 貴社が福島第一原子力発電所で働く労働者全員に対して、「腰痛アンケート」を実施すること。
- ② 腰痛の労災認定基準について厚生労働省のパンフレットなどを使って事業主や労働者に啓発活動を行うこと。

2 日本語が十分理解できない労働者について

貴社が入所時教育等について、「日本語が通じない外国籍の方に対しては英語のテキストを用いたり」とされていることは、貴社の認識の誤りを如実に示している。新聞報道で問題になった例はブラジル人でポルトガル語を母語としており、その他ペルーなどの南米労働者は日本人以上に英語がわからない人が多いことは、少しでも共に働いたことがある者にとっては、常識である。アンケートについても日本語のものしかないようである。

- ① 毎年実施している労働者へのアンケートは当該労働者のわかる言語のものを作成して実施すること。

3 労災補償の差別について

貴社で労災認定されている社員は、労災保険給付金とは別に、就業規則に基づいた上積み補償がされてきた。ところが、福島第一原発で被ばくしたことが原因で白血病を発症し労災認定され、2016年11月に貴社を相手取る損害賠償裁判を提訴した男性については、貴社は、その因果関係すら争うと報道されている。これは明白な差別である。労災認定されたとはいえ、下請け労働者は、貴社の社員よりも経済的にも困窮することが多い。そもそも事故さえなければ福島第一原発で、労災認定されるほどの被ばくを強いられることはなかったのだから、むしろ貴社社員以上の生活保障をして当然であろう。

- ① 福島第1原発における被ばくが原因で労災認定された労働者については、労災保険給付以外に貴社社員と同等以上の上積み補償を行うこと。

4 あいさつについて

「労働環境の改善に向けたアンケート結果（第7回）」の間23において、東電社員に対して感じる事として、81人もの人が、「あいさつがない」「返ってこない」との意見を書いている。態度や姿勢については主観もあるかもしれないが、あいさつの有無は客観的事実であり、「不快な思い」などというレベルのことではない。

- ① 貴社の社員に対して、自ら積極的に挨拶するように厳しく指導すること。

5 上記1～4項の要求に対して、2017年3月20日までに文書回答すること。

以 上